

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 名須川 晋

1 日時

令和5年3月22日（水曜日）

午前10時2分開会、午後1時39分散会

（休憩 午前11時～午前11時15分、午前11時53分～午後1時）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

名須川晋委員長、神崎浩之副委員長、伊藤勢至委員、佐々木順一委員、関根敏伸委員、高橋はじめ委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、岩淵誠委員、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、上原康樹委員、岩城元委員、千葉秀幸委員、千葉伝委員、工藤勝子委員、岩崎友一委員、佐々木茂光委員、城内よしひこ委員、川村伸浩委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、山下正勝委員、高橋穩至委員、米内紘正委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、小野共委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、千葉盛委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

安藤事務局次長、中村議事調査課総括課長、金森政策調査課長、角舘主任主査、菊地主任主査、谷地主任、菊池主任

6 説明のために出席した者

佐藤復興防災部長、大畑復興防災部副部長兼復興危機管理室長、澤田復興推進課総括課長、戸田防災課総括課長、森田復興くらし再建課総括課長、和田復興くらし再建課被災者生活再建課長、武蔵復興危機管理室特命参事兼放射線影響対策課長、高橋復興危機管理室企画課長、本多政策企画課特命参事兼政策課長、大越ふるさと振興企画室企画課長、及川県北・沿岸振興室沿岸振興課長、山田交通政策室地域交通課長、畠山保健福祉企画室企画課長、前田地域福祉課総括課長、日向障がい保健福祉課総括課長、森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、佐々木漁港漁村課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、中村環境生活企画室企画課長、阿部参事兼経営支援課総括課長、

高橋観光・プロモーション室長、小野寺商工企画室企画課長、
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、
川村県土整備企画室特命参事兼企画課長、照井技術参事兼道路建設課総括課長、
馬場河川課総括課長、小野寺建築住宅課総括課長、佐藤文化スポーツ企画室企画課長、
西野教育企画室長兼教育企画推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について

(2) その他

9 議事の内容

○**名須川晋委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

また、世話人会の申し合わせにより、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のため午前は1回、会議が午後まで及んだ場合、午後はおおむね1時間半ごとに休憩いたしますので、御協力をお願いいたします。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、執行部から説明願います。

○**佐藤復興防災部長** 東日本大震災津波の発災から12年が経過いたしました。県では、これまで被災者一人一人に寄り添った支援を行いながら、一日も早い復興を目指して取り組んできました。

本年度は、いわて県民計画（2019～2028）第1期復興推進プランに基づき、復興の取り組みの柱に掲げる安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信を新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら進めてまいりました。

引き続き現在策定中の第2期復興推進プランに基づき、残された社会資本の早期整備、被災者の心のケアなどの復興固有の課題や東日本大震災津波伝承館を拠点とした伝承、発信に取り組むとともに、主要魚種の不漁やコロナ禍、物価高騰など、復興の進展に影響を与える新たな課題にも対策を講じてまいります。

本日は、これまでの復興の取り組み状況等について、復興防災部、大畑副部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○**大畑復興防災部副部長兼復興危機管理室長** それでは、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について御説明を申し上げます。

初めに、資料1、いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン、復興推進プランの施策体系・事業に基づく進捗状況の概要について御説明を申し上げます。資料左上の1、趣旨であります。この資料は、第1期復興推進プランの計画期間であります令和

元年度から令和4年度までの4年間における構成事業の進捗状況をまとめたものです。

なお、数値につきましては、本年1月末時点での見込み値となっており、本年度末の確定値については、5月頃に取りまとめることとしております。本日は、この見込み値に基づき進捗状況を御説明させていただきますので、御了承をお願いいたします。

資料左下、2、全体の状況であります。第1期復興推進プランに掲げる計画値に対する進捗率が80%以上の指標は、全307指標中265指標、率にして86.3%となっております。

次に、資料中央の列の3、4本の柱及び12分野の取組状況であります。まず安全の確保につきましては、進捗率80%以上の指標は87.2%となっております。この4年間の主な取り組みとして、交通ネットワーク分野では、令和3年12月に復興道路が全線開通し、本県の縦軸、横軸を構成する359キロメートルの高規格道路ネットワークが構築されたところです。

その下の暮らしの再建につきましては、進捗率80%以上の指標が84.8%となっております。この4年間の主な取り組みといたしまして、生活・雇用分野では、災害公営住宅が令和2年度末までに完成し、応急仮設住宅等の全ての入居者が恒久的住宅に移ったところです。

また、保健・医療・福祉分野では、被災者の健康の維持・増進を図るため、関係機関と連携しながら市町村が行う保健活動を支援するとともに、中長期的な支援が必要な被災者の心のケアに引き続き取り組んでいるところです。

なりわいの再生につきましては、進捗率80%以上の指標が89.3%となっております。この4年間の主な取り組みとして、水産業・農林業分野では、本年度末までに23キロメートルの防潮堤全ての復旧が完了する見込みとなっております。また、主要魚種の不漁等への対策に取り組むとともに、水産業の担い手を確保するため、いわて水産アカデミーの運営を支援しているところです。

観光分野では、令和3年9月に大槌町浪板海岸の砂浜再生工事が完了し、釜石市根浜海岸、陸前高田市高田松原と合わせ、計画された3か所全ての砂浜を再生したところであります。

未来のための伝承・発信につきましては、進捗率80%以上の指標が80%となっております。この4年間の主な取り組みといたしまして、事実・教訓の伝承分野では、東日本大震災津波を語り継ぐ日条例の趣旨を踏まえた取り組みを進めたほか、東日本大震災津波伝承館では防災学習・復興教育に対応した企画に取り組み、来館者は本年2月末で67万人に達しております。

次に、資料右の欄であります。こちらは12の分野ごとに進捗率80%以上と80%未満の主な指標を整理しております。この中で進捗率80%未満の個々の指標につきましては、資料裏面にその要因を含めて記載をしておりますので、ごらんいただければと存じます。この表には、進捗率80%未満となった42指標について記載をしております。表の左側にありますとおり、要因別に大きく四つに分けて整理をしております。

(3) の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けたものが 27 指標、率にして 64.3% ということで、一番多い要因となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によって予定していた事業や会議、説明会等の実施ができなかったことなどによるものです。

続きまして、資料 2、令和 5 年度当初予算（案）におけるいわて県民計画（2019～2028）第 2 期アクションプラン、復興推進プランの主な構成事業をごらんいただきたいと存じます。この資料は、現在御審議いただいております令和 5 年度当初予算（案）のうち、復興の取り組みに係る主なものを 4 本の柱ごとに記載して整理したものです。ここでは、主に新規事業を中心に御説明を申し上げます。事業名の横に赤丸で新と記載したものが新規事業で、青丸で拡と記載したものは内容を拡充した事業となります。

左上の一つ目の柱、安全の確保の新規事業であります。上から二つ目の地震・津波対策緊急強化事業費は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの本県最大クラスの津波被害想定を踏まえた沿岸市町村が行う避難対策や自主防災組織の育成・活性化など、犠牲者ゼロを目指す取り組みに要する経費を補助しようとするものです。

その下の個別避難計画作成支援事業費は、災害時における障がい者などの避難が迅速、的確に行われるよう、アドバイザーの派遣等により市町村が行う個別避難計画の作成を支援しようとするものであります。

その下の災害マネジメントサイクル推進事業費は、震災や台風災害等からの復旧・復興を進める中で得られた教訓・知見を踏まえ、岩手県立大学との協働により応急対応フェーズから復旧・復興フェーズへの円滑な移行に資する仕組みづくりを行おうとするものです。

次に、左下の二つ目の柱、暮らしの再建の新規事業であります。下から二つ目の復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業費は、さんりく音楽祭等の開催と子供たちとの共演などによる交流機会の創出を図ろうとするものであります。

このほか継続事業となりますが、一番上の被災者生活支援事業費や上から三つ目の被災地こころのケア対策事業費により、被災者の生活再建支援や心のケアに継続して取り組むこととしております。

次に、右上の三つ目の柱、なりわいの再生の新規事業であります。上から三つ目の新たな水産資源利活用モデル開発事業費は、水揚げ量が増加しているイワシ、サワラ等の魚種を対象とした新たな水産物の販路・物流モデルの構築に向けた取り組みを実施しようとするものであり、一番下のさんりく旅プラスキャンペーン推進費は、三陸地域の宿泊施設で利用できる電子クーポンをオンライントラベルエージェントを通じて発行し、三陸地域の観光需要の喚起等を図ろうとするものであります。

このほか新規事業として、上から二つ目の漁場等生産力発揮対策事業費、下から二つ目のいわて教育旅行誘致促進事業費補助を計上しているところです。

最後に、右下の四つ目の柱、未来のための伝承・発信の新規事業であります。下から二つ目の社会教育デジタル活用推進事業費は、県立図書館における震災関連資料のデジタル

化を図るとともに、所蔵資料を用いたいわての復興教育などのグループ学習を支援する場を整備しようとするものです。

このほか令和5年度も継続して東日本大震災津波伝承館を拠点とした伝承・発信や復興フォーラムの開催等により、国内外での復興情報の発信に取り組むこととしております。

説明は以上となりますが、第2期復興推進プランの初年度となる令和5年度におきましては、資料に掲載した事業をはじめ、プランを構成する事業を着実に推進し、復興の目指す姿であります、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造の実現に取り組んでまいります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○**名須川晋委員長** ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、質疑、意見等ございませんか。

○**高橋はじめ委員** 私からは、未来のための伝承・発信について何点かお伺いしたいと思います。

世界防災フォーラムが令和5年3月11日に仙台市で開催され、元普代村長の和村幸得さんが世界防災賞を授与されました。国内外に通ずる功績をたたえる賞として、今回創設された賞のようです。

津波被害の教訓から水門建設に力を注ぎ、東日本大震災津波の人命被害を最小限にとどめた先見の明と指導力が評価されたということで、そういう意味では、復興工事でさまざまな防潮堤、水門等が設けられました。これまでも三つの大きな津波で大変な被害をこうむり、それを後世に伝えようと先人の方々が碑を残したり、さまざまなものを後世に残していただいていたわけですが、時代の経過とともにそれが忘れられてきているという現状があります。そういうことを含めて、まず最初に明治、昭和、平成の大震災津波遺構ほどの程度存在し、市町村マップ等に記載するなど、伝承はどうなっているのかについてお尋ねします。

○**澤田復興推進課総括課長** まず、明治、昭和、平成の大震災津波遺構の関係ですが、当方におきましては大きい二つの調査を基に数字を把握しているところです。まず、明治、昭和の遺構関係については、国土交通省で津波の石碑という形での調査を実施しており、本県では225基が存在することを把握しているところです。

また、平成といいますか東日本大震災津波の関係につきましては、遺構を含めた震災伝承施設ということで把握しております。こちらについては、国土交通省に事務局がございます震災伝承ネットワーク協議会において登録をしておりますが、本年1月31日現在、本県で126件の施設が登録されているところです。

石碑については東日本大震災津波伝承館で展示をして紹介しておりますし、震災伝承施設については、ホームページやリーフレットといった形で広く発信をしているところです。

○**高橋はじめ委員** ありがとうございます。明治、昭和の遺構は、その後の開発等で当初の設置場所から移動されるなどの事例が幾つか明らかにされておりますが、県としてどのように把握しているのかお尋ねします。

○澤田復興推進課総括課長 明治、昭和の遺構につきましては、市町村等がまちづくりの過程においてやむを得ない事情等があった場合に移設することもあると承知しておりますが、その詳細につきましては県では把握していないところです。

○高橋はじめ委員 ありがとうございます。大船渡市吉浜の津波石が今回の東日本大震災津波であらわれて出てきたと、先日新聞等にも載っていましたが、これは今御説明があったように、市町村の事情で工事が何かで埋められてしまったということでありました。こうした大事な遺構は、いろいろその地域の開発の事情があるのかもしれませんが、やはり大事に残して、後世に伝えていく必要があるのではないかと思いますのでございます。

それから、地元紙、地元テレビ共同で明治、昭和の震災遺構の調査と紹介がありますが、県として平成の東日本大震災津波を加えまして、大津波遺構として未来にしっかりとまとめて、東日本大震災津波伝承館というような話もありました。これをまとめて一目でわかるような資料としてつくっておく必要があるのではないかと思います。そのような考え、あるいは今後の検討の有無を伺いたいと思います。

○澤田復興推進課総括課長 お尋ねの件につきましては、先ほど御紹介申し上げました東日本大震災津波伝承館の入場ゲートをくぐっていただきまして、入ってすぐのゾーン1と言われるところで明治、昭和といった過去の震災の関係や、先ほど高橋委員から御紹介もございました普代村の取り組みなどを紹介しております。そういった取り組みについては、今後の東日本大震災津波の伝承を図る上でも非常に重要であると考えておりますので、引き続き伝承館でしっかりと発信していきたいと考えております。

また、県内沿岸各地にさまざまな伝承施設がございますので、そういったところとも連携しながら広く県内沿岸全域で、県内の方々はもちろんのこと、県外から訪れる方にもしっかりと発信をして、このような悲劇が二度と起こらないように県としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 ありがとうございます。そのことがやはり大事だと思います。1カ所だけで全体表示してしまうと、ほかの市町村でその隣はどうだったのか、あるいは県内全域でどうだったのかということがよくわからないので、ぜひどこへ行っても同じような統一資料といったものや、それぞれの市町村独自の資料などがあるという形が私はいいのではないかと思いますので、ぜひそういうことも含めて今後の取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

それから、震災遺構と観光振興についてですが、今観光関係が80%を下回っているという報告もございました。これは新型コロナウイルス感染症の関係もあって、なかなかやりたくてもやれなかったということもあるのでしょう。それはそれとして、令和5年度以降はやはりその分も含めて、もう少し県外から、あるいは県内内陸からどんどん被災地を訪れてほしい、観光中心に地域経済も回っていくような仕組みづくりも私は必要ではないかなど。

沿岸の経済を立て直していくためには、漁業と観光の統一的な取り組みだろうと思って

いまして、漁業は大変残念ながら主要 3 魚種の不漁ということですが、観光はやり方によってはまさに大きな武器になりそうな要素がありますので、ぜひ観光というところは大きな取り組みをすべきだと思っております。

現地の震災教育ということで、平成の東日本大震災津波だけではなく昭和や明治の大津波の遺構を巡回する震災教育、教育旅行等もあるのですが、これらを企画して県内外の震災津波教育旅行招致を積極的に展開すべきではないかと思いますが、その辺は現状、これからの検討も含めてどのようにお考えか伺います。

○高橋観光・プロモーション室長 震災教育についてですが、先ほど委員から御紹介のありました普代水門につきましては、村を守った普代水門に学ぶインフラ防災のガイドを実施しております、県内外からの教育旅行を受け入れているところです。あとは、例えば宮古市田老の防潮堤とか三陸鉄道震災学習列車で、明治、昭和、平成の津波について、県内外の方に御紹介をしているという状況であります。

こういう取り組みや震災遺構、あるいは三陸の防災学習プログラム等を活用いたしまして、市町村、岩手県観光協会や三陸DMOセンターとも連携して三陸の防災、減災を学習する場としての取り組みを県内外に周知して、教育旅行の誘致を図っていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 教育旅行やツアーになりますと、一過性で、何カ所もさっと回って、なかなか被災地に滞在しないで次の目的地に行ってしまう通過型の観光が主流ではないかと思うのです。できれば、各市町村ごとに巡回してもらって、そこで東日本大震災津波だけではなくて、明治や昭和などの遺構、あるいは神社仏閣を見ながらなど、それからみちのく潮風トレイルという大変有望な散策コースもあるわけです。一つ一つ各市町村ごとに完結するような周回コースをモデルプランみたいな形でつくっていくと、そこで1日回って夜は泊まって、次は隣のまちで1日回って泊まってとか、そういう滞在型の観光に結びついていくのではないかと考えております。通過型から滞在型への観光のスキームづくり、これが私は必要ではないかと考えておりました。

それで、先ほども紹介があったのですが、国立民族学博物館の寺社・石碑データベースというところで、震災の被災地というか、津波にかかわる碑、それから神社仏閣ですね、そういったものの登録というか、紹介しているページがあるのです。岩手県でいいますと洋野町4カ所、久慈市8カ所、田野畑村4カ所、野田村2カ所、岩泉町2カ所、普代村3カ所、宮古市34カ所、山田町8カ所、大槌町7カ所、釜石市31カ所、大船渡市25カ所、陸前高田市21カ所と、合わせて149カ所の紹介がページごとにあるのです。だから、こういうところを回りながら滞在をしていただくと、そういうモデルプランという私の思いなのですけれども、ぜひそういうことを検討していただければと思っておりますが、今後の検討課題としてこの辺はいかがか、所感を伺います。

○高橋観光・プロモーション室長 震災伝承施設とみちのく潮風トレイルなどを活用した観光ルート、周遊コースについてであります。

沿岸地域の誘客促進を図るために、これまで三陸DMOセンターを中心に三陸地域の体験コンテンツの開発や磨き上げ、さんりく旅するべでの情報発信や関係団体との連携によるプロモーションを展開してきたところです。

令和4年度につきましては、三陸DMOセンターが主体となりまして、浄土ヶ浜ガイドや漁業体験、宮古市田老での震災語り部を組み合わせたモニターツアーである食の生産現場を体感、魚市場活用と仕入れから販売まで流通の学びプロフェッショナルツアーを実施いたしました。このほか自然体験と震災学習を組み合わせたモデルコースである震災からの学びと持続する産業を考える旅を提案いたしまして、三陸地域の広域周遊を進めてきたところです。

また、沿岸広域振興局におきましては、三陸ジオパークとみちのく潮風トレイルを所要時間二、三時間程度で手軽に楽しめるお勧めモデルコースを紹介しておりますし、今年度新たに伝承館と市内まち歩きを組み合わせたモニターツアーである被災地の“いま”を知る陸前高田まち歩きツアーを実施いたしました。このツアーは、高田松原津波復興祈念公園でのパークガイドの案内の後、中心市街地を歩いて商店街の店主の方と語らう機会を設けまして、その後にワタミオーガニックランドで昼食をとるという行程でしたが、これにより復興の状況への理解を深める取り組みを進めてきたという状況です。

今後も市町村や関係機関と連携しながら、震災伝承施設、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなどの三陸地域ならではのコンテンツや復興道路、三陸鉄道などの新たな交通ネットワークを活用した三陸観光の魅力ある周遊ルートの形成に取り組んでいきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 ありがとうございます。さまざまな取り組みについて御紹介いただきました。それは大変素晴らしいことだと思いますし、またどうしても大きい市や町を歩くコースになりがちなので、小さいところもしっかりと回れるような、地域に滞在をして、おいしいものを食べて、それから地域の特産品を買っていただくなど、何にしる泊まってもらわなければならないという滞在型について、私はもう少し充実を図っていただければと思っておりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目ですが、防潮堤のアートについてです。この間も新聞報道等で紹介がりましたが、タイルを張るという防潮堤アートが大船渡市で行われて、展示期間は今回は延長して約3カ月間で、3カ月たてば撤去しなければならないということです。またあまり飾り気も何もない元の防潮堤に戻るということで、もちろん命を守る大切なとりでなのですが、

県の考えとしては、ひび割れなどの異常があった場合に確認できる状態にしておかなければならないことから、こういう期間を設けておられるということですが、今の時代ですので、素人ながらですが、音波とか、赤外線とか、そういった科学的な、さまざまな最新の技術を使って防潮堤の点検をできるのではないかと思ひておひます。やはり各地域で巨大な防潮堤の壁に何かしらアートをして、それを売りにしていろいろなところから訪れて

ほしいとか、あるいは住んでいる方々もそれを見ながら少し心の癒やしになるとか、そういうものもあるのではないかと。できないではなくて、どうやったらできるかということを考えていかなければならないと私は思うのですが、防潮堤アートの考え方について、新聞だけでしか確認できませんでしたので、もう一度確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○**馬場河川課総括課長** 防潮堤のアートについてであります。県では、防潮堤に絵画などを展示したいという沿岸市町村や地域などから要望があったことも踏まえ、平成31年3月に海岸防潮堤等への絵画等に対する基本的な考え方をまとめ、海岸管理上支障がないことを確認の上、着脱可能な構造であれば、展示を可能としているところです。

これまでの展示におきましては、定期点検や地震発生後の緊急点検の際に防潮堤表面のひび割れや変状の有無などを確認する必要があることから、その展示期間はおおむね1か月程度を基本としてきたところであります。

委員御指摘のとおり、防潮堤等の施設を活用することによりまして、にぎわいの創出などにつながることから、適切な管理を前提としつつ、まちづくりにかかわる市町村の御意見も伺いながら活用に係る柔軟な運用方法について検討を進めることといたしまして、大船渡市の野々田地区周辺において試行を始めているところです。同地区では、申請者から約3カ月の予定でタイルアートの申請がございまして、内容を確認した上で許可を行い、現在展示がなされているところであります。このような試行を重ねながら、柔軟な運用の工夫について引き続き研究してまいりたいと考えております。

○**高橋はじめ委員** ありがとうございます。せっかく多額のお金を使って防潮堤を建設して、さらなる大地震などに備えて点検をしなければならない。その作業に支障を来すというところが一番の課題でしょうけれども、まず日本に限らず世界的なところも含めて調査、研究していただいて、防潮堤の今後の活用といったこともぜひ研究を進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○**工藤勝子委員** 私からは、個別避難計画作成の支援についてお伺ひいたします。

これは、3月19日に岩手日報の1面に大きく取り上げられましたが、通告していただきましたので、質問をしてまいりたいと思っております。

この個別避難計画作成は、国が義務づけておりまして、避難行動要支援者名簿の登録者を対象に市町村が作成するとあります。今現在の市町村の作成状況についてお伺ひいたします。

○**和田復興くらし再建課被災者生活再建課長** 現在の市町村における作成状況についてであります。例年5月1日現在で調査を行っているところです。令和4年度においては、対象者の全部または一部の個別避難計画を作成しているのは、33市町村のうち22市町村となっております。

また、避難行動要支援者名簿に登録されている人数は、全県で9万3,432人となっており、そのうち個別避難計画が作成済みとなっている方は1万9,542人で、作成率は20.9%

となっているところであります。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。そういう中でつくった人は、この新聞によりますと4.3%、つくる予定の決まっていない人は70%を超えているわけです。こういう形の中で、県は支援をしようとしているのですけれども、県として市町村にどのような支援ができるのかをお伺いいたします。

○**和田復興くらし再建課被災者生活再建課長** 個別避難計画の県における市町村への支援になりますが、まず市町村における個別避難計画の作成の取り組みにおきましては、高齢化等により避難を支援できる方の掘り起こしに苦慮しているであるとか、避難を支援する方の心理的な負担が懸念されるなどの理由から、地域における避難支援者の確保が難しいであるとか、関係者との連携体制の構築や津波災害発生時における避難支援のあり方が課題になっていると聞いているところです。

県におきましては、市町村とともにこういった課題に対応していくために、令和5年度はこれまでの取り組みに加えまして、希望する市町村にアドバイザーを派遣して助言をいただきながら、作成が進まない市町村の伴走支援を行うほか、専門家を交えた沿岸市町村との意見交換を通じて、津波災害における具体の避難支援のあり方について検討するなど、課題解決に向けたさらなる支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** この中で、計画を知らなかったという人は約50%いるわけですね。ですから、聞いたこともないという人とあわせると、かなりのパーセントになるわけです。まず、そこが一番ではないかと思うのです。やはり障がいを持った家族の方々がきちんと自分たちでこういう計画を立てながら、市町村の支援を受けながら立てていかなければならないという思いが伝わっていないのではないかと思います。

そういう中において、結局震災のときも障がいを持った人たちが住民全体の2倍というのですか、どうしてもやはり体が動かない、なかなか避難行動ができないという形で亡くなった人が多いのです。

千島海溝とか日本海溝の地震がたびたび言われている中で、本当に急ぐ必要があると思うのです。県としては、市町村に働きかけながら、何年度までに個別避難計画作成を進めようとしているのかを聞きたいですし、個人情報等もありますので、計画の保存のあり方についてどのように検討されているのかお伺いいたします。

○**和田復興くらし再建課被災者生活再建課長** いつまでに計画を作成するのかということですが、全ての市町村の個別避難計画の作成時期は、令和3年5月に内閣府が改定した取り組み指針があります。その中で、市町村が限られた財政の中でできるだけ早期に作成されるように、優先度が高いと市町村が判断された方については、おおむね5年程度、令和8年度までに作成するように示されているところです。

これも踏まえまして、県ではいわて県民計画第2期アクションプランの最終案において、令和8年度までに全ての市町村が計画を一部でも作成していることを目標に掲げているところでもあります。

それから、個別避難計画の保存の方法になりますが、災害対策基本法に基づきまして、個別避難計画は本人の同意を得た上で自主防災組織や自治会等の避難支援者に提供されるものです。これを保有するのは、内容を調整する市町村、また実際に避難活動を行う避難支援者、そして避難行動要支援者が保有している形になっております。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。私はこういう障がい者の人たちは、例えば施設に入るとか、高齢者の人たちは亡くなるとか、移動があると思うのです。やはり今度は、そういう計画ができたときにしっかりと市町村と連携をしながら、そのたびにしっかりと名簿というのですか、避難計画の見直しもしていかなければならないのではないかと考えています。

その辺のところもきちっとやっていただければいいと思いますし、例えば災害の発生が日中か夜中かによって、避難行動が全然違ってくるわけです。避難する行動は変わらないのですけれども、対応する人たちにはかなりの差があることもわかってほしいと。ですから、避難計画の中に夜間や日中という形で、日中は地域の人たちが見てくれる、夜は家族の人たちがやるなど、いろいろな形でしっかりと明記してほしいということを私は伝えたいと思っています。

そういう中において、民生委員の沿岸地域における充足率が悪いわけです。その辺のところはどのように捉えているのか。結局避難行動に関しても民生委員の人たちが声をかけているわけで、そのことで今回の東日本大震災津波のときもそういう役職を持った人たちが亡くなった可能性があるわけです。家族も自分だけ逃げられないから、一緒に逃げようと言って会社から戻ったり、いろいろな形で逃げ遅れてしまった人たちも多い中、この計画は非常に大事にして、これを早急に進めるような形にしてほしいと思っております。

民生委員の充足率については、今後どうやって進めていこうとしているのかお伺いいたします。

○前田地域福祉課総括課長 民生・児童委員は、それぞれの地域において住民の立場から生活相談や見守り活動を行っております。東日本大震災津波発生以降は、被災者の安否確認や要援護者の把握を行ってきたほか、関係機関とのつなぎを行い、また災害公営住宅の整備後におきましては、被災者の見守りや福祉コミュニティの再生などの活動に、御自身も被災された方もいらっしゃるかと思いますが、御尽力いただいているというところで、被災地における地域福祉の推進に欠くことができない存在であると認識しております。

昨年12月の一斉改選におきまして、沿岸12市町村では932人の民生委員、児童委員が委嘱されております。こちらは、定数1,022人に対し932人ということで、欠員が90人となっております。その前の令和元年12月の一斉改選時におきましては、欠員が97人ということで、その後の市町村による働きかけなどもあり、若干の改善が図られておりますが、依然として民生委員のなり手不足が課題であると認識しております。

人材確保が難しい要因としまして、委員の役割、活動についての住民の理解が十分とは言えないこと、また活動内容に対する負担感が大きいことが挙げられております。県とい

たしましては、市町村や民生委員児童委員協議会と連携し、多くの方々にその制度や役割を知っていただくため、県政広報などを活用した周知や定年退職の年代の方々など潜在候補者の掘り起こしや研修会の実施など、就任につながる支援に取り組んでまいります。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。非常に大事な役割を担っていると思っております。地域においては、民生委員の役割を今はほとんどの方々が認識している状態です。ただ、自分がその役職を受けて、どのように行動して、どのようなことを活動していったらいいのかということが逆にわからないでいる人たちもいらっしゃいます。そういう中において、地域をリードする1人でもありますので、ぜひ県としても、沿岸地域の充足率を高めていってほしいと思っております。

避難行動についてですが、保育園や学校などにおける避難計画はできていらっしゃるでしょうか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 県内の学校におきましては、小、中、義務教育学校、県立学校において、地域の災害リスクを想定した避難計画を策定いたしまして、避難訓練も計画的に実施しているところです。

○**吉田敬子委員** 私からは、防災会議における女性委員の割合についてお伺いしたいと思います。

先週、環境福祉委員会でいわて男女共同参画プランの変更に関する御報告がありまして、その中で当部が管轄する市町村防災会議について、これまでは指標として女性委員が参画する市町村防災会議の割合としていたのを、変更後は3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合としたということで、人数を3人以上としたことに関しては評価をいたしますが、まだまだ進まない現状の中で課題認識を持っていたので、お伺いしたいと思います。

まず、確認ですが、現在県と市町村にそれぞれ防災会議がありますが、県の防災会議の女性委員の割合は今現在16.9%で、市町村においては15.1%。今回3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合に変更したことで、今現在3人以上いる市町村は24市町村かと思っております。これを2025年までに30市町村にふやしていくという目標値で、各年二つずつ3人以上にするという予定なのかと、この計画を見て思っておりますが、それでよろしいのか。また、3人以上とした根拠についてお伺いしたいと思います。

○**戸田防災課総括課長** 目標値の市町村の防災会議の女性委員を3人以上とした根拠ですが、令和4年4月1日現在9町村で防災会議における女性委員が2人以下となっております。これが全市町村の3割に上っていることから、当該市町村への働きかけを重点的に行いまして、底上げを図っていく必要があると認識したところです。それで、まずは3人にふやすというところで、目標に掲げて取り組みを進めていこうとしたところでもあります。

○**吉田敬子委員** 3人未満のところは今現在9町村あるということですが、先日の報道で、これは岩手日報の取材に基づいたものですが、3人未満は7町村になっていました。岩手日報の調べが11月現在だったので、もしかしたら県で持っているものが少し古かったとい

うことなのかわからないですけれども、計画では3人未満のところは9町村というところを、3人以上に設定し、2町村ずつふやしていくとされました。

国では、そもそも2025年までの目標として防災会議の女性委員の割合を30%にすることをしておりますが、現在30%を達成しているのは釜石市の35.9%のみになっております。県で3人以上に設定することは大変評価しますが、3人以上に設定することで30%に届く市町村は1市町村しかないということ为先週環境生活部から答弁いただきました。そもそも3人では3割に満たないわけです。そのことについて、これまでの委員会でも質疑させていただいておりました、釜石市のような取り組みを各市町村にも普及できるようにという御答弁をいただいておりますが、県ではこれまでどのような取り組み、工夫をされてきているのかお伺いしたいと思います。

○戸田防災課総括課長 市町村の防災会議の女性委員の割合を高める県の取り組みですが、当課としましては、防災担当の課長会議の中で、市町村に対して女性の登用を進めるですとか、首長さん方を対象としたトップセミナーの中で、そういった女性委員の登用を進めるようお願いをするということや、著しく少ない市町村については個別に事情を聞いて、女性の登用を促すということをこれまでやってきたところです。

○吉田敬子委員 では、なぜ女性委員の登用が進まないかと県で認識されているのかお伺いしたいと思います。市町村といろいろやり取りされているということでしたが、お願いします。

○戸田防災課総括課長 防災会議の委員につきましては、基本的には法律の中でどういった職にある人間を防災会議の委員にしなければいけないかが決まっております、例えば国の機関や防災機関のトップなど、そういった自由に女性を選んで登用するということがなかなか難しいような状況になっています。

ただ、一部学識経験者といったところのくくりでは、自治体の中でどういった方を選ぶか自由に決められることとなりますので、県でも学識経験者の方々は全て女性の方を登用したりという形で進めております。

あと、市町村の中では、自分のところの女性職員を登用したりということで数をふやしたりということがありますので、そういった各市町村の取り組みを聞きながら、今後とも女性委員をふやしていけるように支援をしていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 県として防災会議に女性が少ないことに関して、どれだけ課題認識を持っているかを私は問いたいわけですが、これまで防災会議の中にやはり一定数の女性委員がいらっしやらないと、例えば大人数の中で一人だけで発言するというのはなかなか難しい状況で、私はこれまでもそういったことを委員会で質疑させていただいております。やはり一定数いなければいけないということを復興防災部と課題認識させていただいてきたわけですが、であるならば、先ほどお話ししたとおり、県がもう少し踏み込んでやらない限り、特にも小さい町村はなかなかふえないわけです。市町村での委嘱が充て職のために男性が多いということはそのとおりかもしれませんが、それを柔軟にやっている市

町村もあって、女性委員が防災会議に少ない、またはゼロの市町村もまだあるわけですが、そこについての課題認識を改めてお伺いしたいと思います。

自主防災組織強化事業だとか、防災のリーダーを養成されているわけですが、例えばそういった方が委員にもなれるようにするだとか、そういう工夫を県ではされたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○戸田防災課総括課長 女性委員の登用をふやすための課題の認識というところですが、先ほど申し上げたとおり、法律上、防災会議の委員はどういった方がなるのかというところが決まっているという部分もありますので、そこがなかなか難しいところではあるのですが、いずれ学識経験者などは自治体で自由に選べるというところもあります。市町村の中ではいろいろ工夫をしてやっているところがありますので、そういったところの方策などを少ないところの各市町村に紹介をしながら、何とかふやしていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○吉田敬子委員 リーダーの養成だとか、何かそういったことをされた後に防災会議の委員になれるようにするなど、そういう工夫をされたわけではなかったのかということに対して御答弁がなかったわけですが、法律上のというのはそのとおりですが、やれている市町村もあるわけですね。であれば、もう少し県のほうで踏み込んでいていただきたいですし、男女共同参画プラン自体は環境生活部が管轄なわけですが、防災会議の女性委員をふやす取り組みは、やはり復興防災部でやっていただかない限り、男女共同参画プランの概念、理念を推し進めていくことの一つの指標が到達しないわけです。震災から12年がたつて、そもそも30%達成しているところが釜石市しかない、あと少しではあります。盛岡市でさえも28.3%といった状況で、3人以上に目標値を変更したことは評価はいたしますが、私は県としてもっと踏み込んで取り組んでいただきたいと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○大畑復興防災部副部長兼復興危機管理室長 地域防災計画につきましては、私どもの災害時における避難時にどう行動するかというだけではなくて、避難所運営をどうするかなど、きめ細かく定めることが求められている計画であります。市町村防災会議、県防災会議の主な役割は、地域防災計画をいかにどう定めるかというところとなっております。そういった地域防災計画に多様な意見を反映させるという意味では、委員御指摘のとおり、女性委員をふやして、さまざまな意見を計画の中に反映していく必要があると考えております。

他の都道府県や全国の市町村において、さまざま定数をどう配分するかとか、あるいは自主防災組織なり学識経験者なりといったところ、うちの県でもそういった学識経験者のところは全て女性委員を任命をしておりますが、そういった工夫をしながら女性委員の登用を図っているところであります。

東日本大震災津波復興委員会で今回の第2期復興推進プランの案を御審議いただいた際にも、委員の方々から市町村防災会議における女性委員を30%以上にすべきと、そういっ

た目標を持って取り組むべきだという御指摘は頂戴をしております。私どもとしても、当然そういった国が示す目標を目指して取り組んでまいりますし、今回3人以上とさせていただきますが、一つの通過点ということで、まずそこを目標に今後4年間取り組んでまいります。

その上で、県もちろんですが、市町村において女性委員が登用されるように、あるいは先ほど言ったとおり全国でさまざま工夫がされておりますので、そういった工夫を紹介しながら、市町村としてどう取り組めるか一緒になって考えていきたいと思っております。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。例えば県の備蓄指針も粉ミルクだけでなく液体ミルクプラス哺乳瓶までということで、かなり進めていただいて、それは大変評価いたします。こういったことを市町村でも一緒にやっていただかないと、本当にまだまだ細かい部分、避難所の仕切りの問題など、それがやはり市町村によって温度差があるということでもあります。そういったところの視点は、やはり女性の方に入っていただかないことには市町村の隅々まで行きませんので、先ほどおっしゃっていただいた、まずは3人だということを期待して、その後しっかり3割を目指す市町村が出てくること、取り組みに期待いたしまして終わりたいと思います。

○名須川晋委員長 おおむね開会后1時間が経過いたしますので、換気のため、この際暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○名須川晋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐々木茂光委員 避難計画というのは、それぞれ市町村で取り組まれているのも事実ですし、震災からもう12年、13年ということになりますが、そういった中で、次に巨大地震が、津波が来るといふ、もう既にそういう報道が先に走っているわけでありまして。

先ほど説明もいただいたわけですが、私は安全の確保の新規事業である地震・津波対策緊急強化事業費について、具体のお話を交えていただきたいと思っております。究極は犠牲者ゼロを目指すということなのですが、この事業の内容について最初にお願いします。

○戸田防災課総括課長 地震・津波対策緊急強化事業の内容についてですが、津波から身を守るためには、直ちにより安全な場所に避難することが何よりも重要であることから、地域の防災対策の担い手である自主防災組織の協力を得て、避難開始時間の短縮化や避難速度の向上を図るため、新たな補助制度では津波避難ビルの指定に必要な調査など新たに必要となる防災対策や、住民の防災意識の向上に向けた研修会の開催など、津波防災の普及啓発、地域ごとの避難計画の作成など自主防災組織を核とした地域の取り組み促進など、沿岸市町村が津波被害による犠牲者ゼロを目指すための取り組みを支援することとしたものであります。

それから、実証実験につきましては、昨年11月に沿岸12市町村と岩手県地震・津波減災対策検討会議を立ち上げまして、自動車による避難や避難行動要支援者の避難のあり方

など、市町村に共通する課題について検討を進める中で、市町村に共通する課題について実証実験を実施し、そこで得られた知見や手段を各市町村と共有しようとするものです。

○佐々木茂光委員 犠牲者ゼロを目指すに当たって、いろいろな角度からさらにその検討を進めているという解釈でよろしいですか。

○戸田防災課総括課長 委員御発言のとおり、今市町村と一体となって、減災対策に向けた検討をさまざま行っているところです。

○佐々木茂光委員 市町村の今の取り組みを含めて進められているわけですが、巨大津波、地震が非常に高い確率で起こるのかと思うところもあります。津波も、地震もそうですが、2011年の東日本大震災津波では、例えば想定ではここまでですよと、我々が今まで取り組んできたものがまさに覆される状態まで被害を受けたわけです。その被害を受けて、それからもう12年たちますよね。

さまざまな場面、場面で想定されるものがふえてきているわけです。とりあえず避難計画だけでも立てましょうということが一番最初のスタートだと思うのです。時間の経過の中で、ではこういう場合はどうしますということが今議論の中にあると思うのです。それを最終的にまとめるのが令和8年度という話をされましたよね。

私が言わんとするのは、決まったものは決まったものとして、どんどん公表して、例えばそれを公表することによって、さらに肉づけしていかないといけない部分というのは時間の経過の中で後づけで出てくるわけですよ。

今までの取り組みの中で、県の例えばそういう取り組みをわからないでいる県民の人たちがまだいるということ踏まえると、やはり一番基本となるものは犠牲者ゼロがまず究極の目標になるわけで、決められたものは早々に1回は区切りをつけながら示して、まずその徹底からスタートしていったほうがいいのではないかなと。

私は、半ば期限があってないような感じで今は動いていると捉えているのですが、例えば漁業関係者の中では沖出しということもあって、それもまた何となく曖昧な感じで過ごしている気もするので、例えば当初の段階では消防団や警察官の避難のタイミングはどうしますかということも議論されて、一応の結論は出されていると思うのです。

だから、最終的な計画を待たずして、やはり決められたものは取りまとめをしながら、とりあえず公表していくべきではないかと思うのです。もしかすると、もうあしたに、それこそ我々が予想している以上のものがまた来るかもしれないだろうし、先ほど避難タワーの話も項目として出ましたが、例えばこれまでつくった防潮堤もそうなのだけでも、それ以上のものが来ることも想定の中に今入れているわけですよ。ではそれをどうします、こうしますと言っているうちに、もしかするともう来るかもしれない。

究極は犠牲者ゼロにするのだぞということが目標であるがゆえに、やはりその辺は早め、早めというか、まだそれを受けていないわけだから、後々修正することは可能だと思うのです。そういった予測を立てて計画の中に盛り込んでいくことは、大事なことだと思うのですが、当面、今現段階でどの辺まで取りまとめが進んでいるのか。とりあえず決められ

た部分はどんどん県民に情報として流していくべきではないかと思うのですけれども、どうですか。

○戸田防災課総括課長 減災対策の検討につきまして、その都度公表したらどうかというお話であります。先ほど申し上げました県と市町村で一緒に立ち上げた減災対策検討会議につきましては、ことしの夏をめどに取りまとめる予定としておりまして、その時点で公表させていただきたいと考えております。

それから、先ほども少し答弁申し上げましたが、やはり津波から身を守るためには避難していただくということが一番大事でありまして、市町村でも既に避難計画見直しなども進めております。これも新たな津波の浸水想定ですとか、被害想定を踏まえた見直しということで、令和4年度中に既に見直したりして、公表している市町村もありますし、令和5年度以降というところもあります。そういった市町村についていろいろ連携しながら出せる情報は速やかに出して行って、犠牲者ゼロを目指す取り組みというものを進めていきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 もしそうであれば、やはり幾らかでも早く、早め、早めにそういったものを取りまとめをして、今はここまで取りまとまりましたというものを形として示していくべきだと思います。

本当にあしたに来るかもしれませんよ、あさって来るかもしれませんよと、結構みんなそういう気持ちでもあると思います。ただ、そういう状況だということも12年前の教訓が生かされているのか、生かされていないのか、被災者も含めてその辺の状況が薄れてきているところも感じます。自分の命は自分で守るのだぞということは基本の中に置いて、県民に対してこういう取り組みで今やっていますよというものも決まった分については、見直しを含めて早め、早めに公表していったほうが良いと私は思うのです。お願いいたします。

○城内よしひこ委員 それでは、被災地こころのケア対策事業について伺います。

事業の内容と対応者の数は、どのように考えているのかお伺いします。

○日向障がい保健福祉課総括課長 こころのケア対策事業の内容等についてですが、県では、岩手県こころのケアセンターを中心に沿岸4か所の地域こころのケアセンター、それから沿岸7市町村の震災こころの相談室を拠点といたしまして、精神科医等専門職による相談支援を行っているほか、市町村保健師等の支援者へのスーパーバイズ、市町村等が行う特定健診等の保健事業の支援、地域住民を対象としたこころの健康教育、人材育成や普及啓発等を行い、被災地のこころのケアに取り組んでいるところであり、来年度も継続する予定としております。

また、こころのケアセンターの職員数で御報告をさせていただきますと、令和4年4月1日現在で50名、このうち医師等の専門職は34名となっております。

○城内よしひこ委員 この事業はまだまだ継続をしていかなければならないと思うのですが、ここに来てくれる沿岸部の方々、利用されるの方々というのはどれぐらいいるのか、

また今年度どれぐらいを想定しているのかお伺いします。

○日向障がい保健福祉課総括課長 近年の相談件数ですが、7,000 件程度で推移をしております、今後におきましても同程度の相談があるものと見込んでいます。

○城内よしひこ委員 この事業は、第2期アクションプラン内だけで終わるのか、その後も継続をしてやる準備があるのかをお伺いします。

○日向障がい保健福祉課総括課長 事業期間についてですが、被災地におきましては震災によるストレスに加えまして、復興の進展に伴う生活環境などの変化が精神的な負担になっていると考えられ、時間の経過に伴って被災者が抱える問題も複雑化、多様化し、先ほど御答弁申し上げたとおり、相談件数は7,000 件程度で推移し、こころのケアニーズはいまだ高いものと考えております。

県といたしましては、こうした相談件数の現状から、被災者一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を中長期的に継続していく必要があると考えておりますが、将来的なこころのケアのあり方につきましては、市町村等における被災者支援の現状などを踏まえ、専門家の御意見などもお聞きしながら検討していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 あの日あのときのことを考えると、その現場にいた方々は、まだまだ心が痛む。病むという言い方は変ですけども、不安に思う、地震があつたりすると心臓がドキドキしたり、あのときのことを思い出すと方々が結構いらっしゃいます。ぜひそういった方々に寄り添う形というのは、まだまだやはり今のお話を聞いてもそのとおりですが、継続をしていくべきだと思っています。

第2期アクションプラン内での事業ということでしたので、その後もしっかりと現地、現場に、またその人たちに寄り添う形で取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○日向障がい保健福祉課総括課長 被災地におきましては、地域によってまた異なるかもしれませんが、こころのケアのニーズは高いものと考えております。支援のあり方はさまざま考えられるところではありますが、現時点におきましてはこころのケアセンターを中心にやっており、地域の復興状況や、市町村における被災者の状況なども踏まえまして、その都度検討を加えまして、必要な支援を継続していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 ぜひその都度ということではなく、まだまだ心の部分については大きく爪跡が残っています。しっかりと対応していただきたいと思えます。

次に入ります。新たな水産資源利活用モデル開発事業についてであります。先ほどイワシやサワラについて大畑副部長からお話がありましたが、この二つぐらいでいくのか、考え方をお伺いします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 新たな水産資源利活用モデル開発事業についてですが、本事業は、不漁に打ち勝ち、水産業が再生していくことを目指して県と水産団体とが掲げました岩手県水産業リボーン宣言で示しました三つの柱のうち、増加している資源の有効利用の取り組みの一環といたしまして、令和5年度当初案に盛り込んだ

ものです。

このモデル開発事業では、近年本県で増加傾向にありますマイワシ、サワラ、シイラ等の南方系の魚種を対象に加工原料としての特性を把握するとともに、高鮮度での流通の実証や販路拡大に向けた調査などを行うこととしております。

○城内よしひこ委員 この事業は、どのようにして事業者を選定していくのかお伺いしたいと思いますし、水産加工業の方々には、本当に原料が揚がらないし、なかなか大変だという話をされております。その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 事業者の選定方法についてですが、本事業では、国内外での販路、物流の開拓等の新たなビジネスモデルを構築することとしておりまして、流通業者等からコンペ方式によって広く企画提案を募って、事業者を選定する予定としております。

また、委員御指摘のとおり、加工原料の不足、主要魚種の不漁によりまして、加工業者の方々が苦しんでいる状態にあります。県といたしましては、漁獲が増加しているマイワシ等を対象といたしまして、落とし身による加工原料としての活用を提案したりですとか、そういった活用の仕方を加工業者の方々にお知らせする、あるいは栄養分の特性などを把握して、適した加工の方法ですとか、そういったものに対応していただくような情報提供もあわせて実施しております。

○城内よしひこ委員 先ほどもお話ししましたが、とる方々は、それなりに支援策というのがあって、少ないながらも頑張っています。ただ、それが市場に揚がって、それ以降の方々が物がなくて何ともならない。多分こういう状況があと2年も続けば、水産加工業の方々が潰れてしまうだろうという話を伺ってまいりました。現場では皆さん、そういう危機感を持っていますので、多分そういう声は皆さんにも届いていると思います。

しっかりと何とか水産加工業、水産というのは裾野の広い産業ですから、いろいろまちの経済にも大きく影響するわけでありまして。そういったことも含めて少し取り組みを強化してほしいのですが、その辺はいかがでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 先ほど申しました令和5年度の事業では、新たなビジネスモデルというものを構築して、それを実証していくという数カ年の事業で考えているところであり、これまで安い値段で流通していたなかなかなじみのない南方系の魚などを付加価値をつけることによって、より高く売る、それによって漁業者、それから加工業者の方々の収益向上につなげていきたいと考えております。

県内では、新たな取り組みとして活用事例もいろいろありますので、そういったものも参考にしながら、加工業者の方々の収益向上に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 サワラやシイラという魚は南方系でありまして、そのとおりとれた漁場の背後にある水産加工業の方々がもう既に商品として確立をされて、一定の店の棚に並んでいるわけでありまして。そういったところに食い込んでいくのも、後発である岩手県

はこれから育てていかなければならない状況にあるのですが、しっかりとその辺のフォローもしてほしいと思います。

あわせて、例えば山田湾でイセエビの稚魚がとれて、今それを育てている方がいらっしゃいますが、そういったことを先駆けてやることによって、例えば北限のイセエビとか、そういうブランド化していくというようなことも含めて考えていってほしいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 魚種がいろいろ変わっているということがあります。これは、恐らく地球温暖化の関係であろうと言われていますが、隣の宮城県などでもタチウオやガザミなど、今までとれていなかった魚種がふえているという話もあります。

本県においても、今後いろいろなこれまでとれなかった魚種も揚がってくることもあるかもしれませんので、ブランド化という御指摘がありました。そういったとれている魚を有効に活用する手だてを関係団体の皆さんと一緒に検討していきたいと考えています。

○城内よしひこ委員 いずれそんなに時間はないと現場の方が言っていますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

次に、いわて教育旅行誘致促進事業について伺います。具体的な内容、それからどこら辺をターゲットにするのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 いわて教育旅行誘致促進事業費補助ですが、この事業は沿岸 13 市町村の三陸地域を目的地として、貸し切りバスを使用した教育旅行を催行する旅行者に対しまして教育旅行の催行に要する経費の補助を行いまして、三陸地域への教育旅行の誘致拡大と周遊促進を図ることを目的としております。

令和 5 年度につきましては、県観光協会や一般社団法人東北観光推進機構が主催します北海道、東京、大阪での誘致説明会への出席や、これらの地域に加えまして新たに秋田県、千葉県、神奈川県での誘致訪問活動も予定しており、教育旅行先に岩手県を選んでいただくためのインセンティブを高めるために、これらの地域の学校や旅行会社をターゲットとしてこの事業を説明してまいります。

この事業の補助の要件ですが、岩手県内の宿泊施設に宿泊すること、また三陸地域、沿岸 13 市町村の観光施設に立ち寄ること、そして当事業に交付された補助金を学校に還元することとしております。

また、補助額につきましては、三陸地域での宿泊を伴う教育旅行につきましては、バス 1 台当たり 5 万円を、三陸地域以外での宿泊を伴う教育旅行につきましては、バス 1 台当たり 2 万円を上限とするものでございまして、事業費は 1,190 万円を計上し、バス約 280 台、学校数では約 160 校の利用を見込んでおります。

今後とも県観光協会や東北観光推進機構とも連携いたしまして、教育旅行で来県した学校の旅行先としての定着と、コロナ禍前に本県を訪れていたいただいた県外の学校に対する岩手、三陸への来訪の働きかけ等により、誘致活動を展開していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 コロナ禍で本当に宿泊業者は大変であります。この事業に多くの関係者は期待をしているわけであります。ホテル、旅館関係も実は裾野の広い産業で、食材費であったり、いろいろ地元のを調達するということがありますので、これをしっかりとやってほしいし、県が積極的に動いていただいて、アフターコロナを見据えた形でのアクティブなものを目指してほしいと思います。

次に、さんりく旅プラスキャンペーンについて、具体的な内容、何人が対象か、いつまで行うのかお伺いしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 さんりく旅プラスキャンペーン推進費ですが、この事業は、オンライントラベルエージェント、いわゆるOTAのサイト内で三陸地域の宿泊施設の予約時に利用できる電子クーポンを助成いたしまして、三陸地域への観光需要の喚起を図ることを目的としているものであります。

また、この電子クーポンは、夏期、冬期に期間を分けて助成いたします。特に三陸地域への観光需要が低くなる冬期につきましては、クーポン額を増額するとともに、令和6年1月から3月まではJR東日本の重点販売地域の指定を受けておりますので、JR東日本等と連携して展開する冬期観光キャンペーンとも連携して、三陸地域へのさらなる誘客の促進を図ってまいりたいと考えております。

具体的な対象期間ですが、夏期につきましては7月から8月、冬期は1月から2月と考えております。また、クーポンの額は1人当たり、夏については3,000円、冬期については5,000円とし、宿泊料金の2分の1以内と考えております。

事業費につきましては1,073万円を計上しております。そのうち割引原資として800万円、利用人数にして2,000人泊、夏期1,000人、冬期1,000人ではありますが、こちらの利用を見込んでおります。また、プロモーション経費として210万円を計上しております。こちらについてはOTAのサイト内に特設ページを作成するなど、プロモーションを展開するものであります。

こうした取り組みによりまして、三陸地域への誘致拡大を図って、観光消費の拡大も図ってまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 ちなみに、この二つの事業を合わせて、多分経済波及効果等も試算はしていると思うのですが、その辺の手応えも含めて、その試算状況というのはどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 試算状況といいますと、先ほどの繰り返しになって大変申し訳ありませんが、2,000人泊の利用をまず見込んでおりますが、特にも宿泊施設につきましては、登録の件数がいわて旅応援プロジェクト第4弾に参画している宿泊事業者が372施設となっております。そのうちの三陸地域の宿泊事業者は101施設だったということがありました。さんりく旅プラスキャンペーンにつきましては、OTAに登録している宿泊事業者を対象としておりますが、いわて旅応援プロジェクト第4弾に参画している宿泊事業者数と同程度と見込んでおまして、まずそういった継続性のあるような支援

をしてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 いずれ現場とのやり取りをしっかりとさせていただいて、宿泊業者の皆さんも人口も減っているし、このコロナ禍で実は大変疲弊をしています。なかなか大変な状況にありますので、今皆さん自立はしているのですが、まだサポートが必要な状況にあるわけですので、この支援策は息の長いというのですか、当面の間、しっかりとお願いをしたいと思います。

通告はしていませんでしたが、最後の部分で少しお伺いします。東日本大震災津波伝承館ができて、多くの方々に利用していただいております。前副局長でありました熊谷さんは、伝承館を中心にゲートウエーとして三陸沿岸被災地に人が回れるようなことをするというものでありましたが、この資料によればゲートウエーという言葉がなくなってしまっています。確かに現場に行けば、あそこも、あそこもと案内はしてくれてはいるようですが、そういったことも含めて、もしこういう資料をつくるのであれば、そういう役割があそこの高田の施設にあるのだよという位置づけ、文字、活字もあってもいいのではないかと思いますし、ゲートウエーとしての効果は今皆さんはどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○澤田復興推進課総括課長 東日本大震災津波伝承館の関係のお尋ねでございます。

伝承館につきましては、2月末時点で来館者数が約67万人ということで、コロナ禍にある中で開館したわけですが、来館者数は順調に推移してきている状況であります。県内の教育旅行はもちろんのこと、県外の方々にも学校関係や一般の方、多くの方に訪れていただいております。震災の事実と教訓について学んでいただいている状況です。

やはり今後の課題といたしましては、そういった方々をいかに沿岸地域の宮古市や、さらに北のほうに訪れていただけるかが課題の一つであると認識しております。

当部につきましては、関係する部局とも連携しながら、そういった取り組みを今までも行ってきておりますし、来年度以降も第2期復興推進プランにおきまして復興ツーリズムでありますとか、さまざまな伝承学習の機会の創出ということで進めてまいり所存です。

いずれせつかく多くの方々に伝承館にお越しいただいておりますので、そこで終わりということではなくて、さらに沿岸全域をめぐっていただいて、被災地の復興の状況について理解していただき、あわせて被災地の魅力、三陸沿岸の魅力についても触れていただくような取り組みを今後さらに進めていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 67万人の方々が来ている、多分これからもふえていくだろうと思うのですが、あそこで皆さん完結して、もうそれで満足をされて帰る傾向がある。そこをどのように点と点を結んで線にしていくか、面にしていくかがこの計画の中に少し欠けているのではないかと考えています。ぜひ線にして、面にしていくような仕組みづくり、提案も含めてしてほしいと思うのですが、その辺はこの計画をつくるときにどうだったのかお伺いしたいと思います。

○澤田復興推進課総括課長 第2期復興推進プラン策定に当たりまして、委員から御指摘

のあった点、非常に重要な視点だと考えておきまして、そういった伝承館を拠点にした周遊の機会の確保でありますとか、そういった取り組みを伝承・発信の項目のところで盛り込ませていただいたところでもあります。

当然具体的な取り組みがなければ成果も生まれませんので、そういったことにつきましても昨年から関係部局ともさまざま打ち合わせの機会を設け、すり合わせを図りながら来年度の事業化に向けて取り組んでいるところです。

今後もそういった取り組みをさらに進めていながら、例えば教育旅行の誘致もありますし、一般の旅行者の方々にも滞在型で沿岸の各地をめぐっていただけるような取り組み、あとさまざまジオパークなど連携するものが多々ありますので、そういったところともしっかり連携を進めていながら、伝承館の効果を沿岸全域に波及させていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 いずれ今の答弁でいうところの連携というのは、まさに必要であります。しっかりと連携をして、実り多いものにしていただきたいと思っています。まさにアフターコロナ、5月8日以降はマスクがなくてもいい、新型コロナウイルス感染症も2類から5類に移行するというところでありますので、沿岸部、被災地の方々は期待をしているところであります。その事業にしっかりと取り組んでいただくことをお願いして終わります。

○名須川晋委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○名須川晋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 それでは、第1期アクションプランの取り組みについて、これは復興推進プランにもきょう説明があったこの概要版でも、保健・医療・福祉分野の取り組みで、特筆すべき課題は、被災者の医療費免除を10年間継続実施して、11年目も非課税世帯に実施したと。これはもう本当に全国から注目をされ、被災者にとっては命と暮らしを守る命綱として大きな役割を果たしたと。このことはきちんとやはり明記をしていくことが必要だと思います。

おととの12月末ですけれども、被災者の医療費免除の実績、そしてその成果をどのように捉えているか示していただきたい。

○畠山保健福祉企画室企画課長 県では、応急仮設住宅での暮らしなど、住宅環境悪化に伴う疾病リスクの増加などの被災者の健康面や経済面での不安の軽減を図るため、国による医療費等の免除措置が終了した平成24年10月以降、医療費の一部負担金等の免除を実施する市町村に対しまして、その経費の一部を財政支援してきたところです。また、委員御案内のとおり、令和3年4月から12月までは、免除対象であった被災者のうち、住民税非課税世帯の方々を対象に支援を継続したところであります。

これまで延べ33万人を超える被災者の方々に、適切な医療等を受ける機会の確保と健康

の維持増進などに寄与してきたものと考えているところです。

○**齊藤信委員** これは最終案ですが、この取り組みを第1期の取り組みの中できちんと明記しておくべきだと。これは今後私たちが大災害に遭ったときに岩手県だけでなく、全国でも取り組まれるような取り組みだと思しますので、しっかり明記をしていただきたい。

次に、地域コミュニティ分野では、災害公営住宅等での自治会が設立されるなど、コミュニティの形成が進んだと、きょうの概要版でも書いております。これは進んだ面があるけれども、実態としてはそんなきれいになっていないのです。

私は県土整備部の予算審査でも紹介したけれども、例えば県営の29団地の中で集会所がどう使われたのか、1カ月ゼロというのが2団地、1カ月に1回というのが11団地、2回というのが7団地です。合わせると20団地が2回以下なのです。月ですよ、月。あとは閉まっているのです。鍵がかかっているのです。だから、自治会が設立されたとしても、集会所がコミュニティの場所になっていなかった。私は、このことをやはりもっと厳しく見る必要があると思います。

そういう点で、災害公営住宅でのコミュニティの形成は、新型コロナウイルス感染症もありました。まさに今後の重要な課題だと思いますが、いかがですか。

○**和田復興くらし再建課被災者生活再建課長** コミュニティ形成の評価についてですが、被災者が恒久住宅など新しい住環境で生活するためには、住民がお互いに支え合うコミュニティの形成が重要と認識しております。そのため県では、市町村社会福祉協議会への生活支援相談員の配置や災害公営住宅等への地域見守り支援拠点の設置、市町村やコミュニティ支援を行う民間団体等の調整役となるコーディネーターの配置などに取り組んできたところです。

これらの取り組みによりまして、令和4年9月末現在で災害公営住宅184か所中172か所で自治会が設立されるなど、コミュニティの形成が進んできたという認識も一部できるかと思っております。

一方で、災害公営住宅の入居者の高齢化や自治会の担い手となり得る現役世代の退去、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるコミュニティ活動の停滞など、コミュニティ形成、その活動の定着あるいは活性化に向けた環境は厳しい状況にあるとも認識しているところです。

県では、引き続き被災者の生活再建先におけるコミュニティの形成と活動の定着に向けて市町村を支援していくとともに、市町村と連携して住民が主体となった自治組織の運営に向けた取り組みを支援していきたいと考えております。

○**齊藤信委員** ことしの2月11日に、仙台市のあすと長町の災害公営住宅で、第5回大規模災害公営住宅自治会交流会というものが開催をされました。持続可能な自治会運営に向けてというテーマで自治会の現状と役員の輪番制、こういうテーマで交流会が開かれました。

この交流会に岩手県内からも参加しているのですが、参加しているのは頑張っている自治会なのです。大船渡市のみどり町、陸前高田市の栃ヶ沢、山田町の山田中央、こういう頑張っているところが参加をして、実は自治会のなり手がいないということで、役員の輪番制、早いところは月1回で班長が変わるとか、2カ月でかわって、みんなが役員を経験してなり手をつくろうとしている。ただ、12年たつと、役員をやった方は70代の人は80代で、もうリタイアですよ。今そういう状況を迎えて、大変困難に直面している。だから、今まで累計で自治会をつくったといっても、機能していない自治会のほうが多数だということをお話しはリアルに集会所の活用状況でしっかりあなた方に認識していただきたい。

それで、復興推進プラン最終案の58ページに災害公営住宅の自治会等に対する支援ということで、コミュニティの自主的な運営に向けた市町村の取り組み等への支援を令和8年まで続けますと、こう書いています。これは本当に支援になるような対策をしていただきたい。というのは、実はさっき私が紹介した集会所の活用で、山田町の大沢団地は20回、大槌町の上町団地は20回、大船渡市のみどり町団地は15回、南青山、これは盛岡市が派遣しているのですが、月16回、陸前高田市の栃ヶ沢は20回、これは栃ヶ沢を除いて全部生活支援相談員が配置されているところなのです。生活支援相談員を配置して、援助して、これだけの利用がされていると。だから、生活支援相談員が配置されているかされていないかで、もう本当に天と地の違いが出ているこの状況を、復興防災部も保健福祉部もこんなに違いがあるのだとしたら、やはり集会所が使われるように生活支援相談員の配置が必要だとなぜならないのか、このことをお聞きしたい。

○**前田地域福祉課総括課長** 生活支援相談員の配置についてですが、昨年12月末現在で生活支援相談員の支援対象世帯のうち、約4分の1が再建された持ち家など災害公営住宅以外に居住しているところです。生活支援相談員によるアセスメントの結果では、持ち家を再建した世帯においても社会的なつながりの維持に関し支援が必要な方がおられる状態にあるとされております。ですので、これらの世帯に対しても災害公営住宅に居住する世帯と同様に支援を行っていく必要があると認識しております。

そのため、県で設置しております地域見守り支援拠点は、災害公営住宅の入居者に加え持ち家を再建した被災者等も対象として支援を行うことができるよう地域の実情に応じて設置、運営されているところです。

県といたしましては、引き続き市町村、市町村社会福祉協議会などの意向を伺いながら、生活支援相談員の配置、また見守り支援の取り組みにより、災害公営住宅の入居者相互の交流や近隣住民との交流を促進し、地域住民が相互に支え合うことができる福祉コミュニティの形成を推進してまいりたいと考えております。

○**齊藤信委員** 答弁になっていないのです。私は、地域に配置するのは、それは積極的だと。ただ、何で災害公営住宅でこんな天と地の違いが出ているのに、もっと配置しないのかと言っているのです。

いいですか。災害公営住宅というのは、65歳以上の入居者、高齢化率が、これは県営住

宅ですけれども、40.4%ですよ。独居世帯が34.8%なのです。これは一般の高齢化率と比べると、10ポイント近く高いのです。だから、今の災害公営住宅はある意味将来の縮図でもあるわけです。それだけ高齢化が進んで、災害公営住宅の孤独死はこの1年間で22人出ているのですよ。これは過去最多です。

やはりそういう状況をよく見た上で、必要なところに配置すればいいのです。あっちにもこっちにも配置していますという答弁ではなくて、必要なところに配置をすると。今コミュニティの形成に成功しなかったら、災害公営住宅は本当に単なる高齢者住宅になってしまいますよ。阪神・淡路大震災の教訓を東日本大震災津波の取り組みで生かしたと、そういう経験をつくってこそ、これからの大災害のモデルになり得ると。立派な集会所、支援員の事務室まで整備しているのです。

部長にお聞きしますが、災害公営住宅のコミュニティ形成でも、やはりこれから全国のモデルになるような取り組みが必要なのではないかと、今の深刻な状況、本気になって今打開する必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○佐藤復興防災部長 災害公営住宅のコミュニティの件であります。

いずれコミュニティの形成、これは原則市町村の問題だと思っております、県といたしましても市町村が自分のところの実情を十分に把握をいたして、そちらのコミュニティ支援ができるような形でいろいろな支援をさせていただいているところです。

委員がおっしゃったとおり、全国の縮図だというお話もあります。確かに災害公営住宅の空き室もふえておりますし、高齢化も進んでいるということがあります。そういった点に十分配意しながら、必要な施策を考えてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 繰り返しますが、災害公営住宅に立派な集会所、支援員の事務室まで整備されたのは阪神・淡路大震災の教訓だったのです。だから、物理的には、建物としては立派に整備した。ところが、それが生かされていない。コミュニティが十分形成されていないという、この現状を私は県がしっかりリアルに見て、市町村の要望、要望と言うけれども、認識が一致すれば、必要な対策がとれるのだと思うのです。

県がしっかりそういう認識をして、必要な対策を、そして全国に生かせる取り組み、私は被災者支援センターがそうだと思うのです。災害公営住宅のコミュニティ形成でも岩手県がこれからの大災害に生かせるような、そういう取り組みをぜひやっていただきたい。

次に、第2期アクションプランの来年度の特に新規事業を中心にお聞きをします。地震・津波対策緊急強化事業、これは先ほども質問がありました。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震津波に対応する市町村の避難計画、個別支援計画を支援するという内容のようですが、やはり東日本大震災津波の復興疲れというのがあって、今新たにそれを超えるような巨大地震といっても、どちらかという被災者は信じたくない。だから、科学的、合理的に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の可能性、危険性を明らかにしていくことが必要なのだと思うのです。

それで、新聞でも報道されたと私は記憶しているのですが、日本海溝・千島海溝沿いの

巨大地震、これはこれまでどういう頻度で起こっているのか、その危険性をどういう形で沿岸被災地に伝えていくのか、どう取り組んでいるのかも含めて示してください。

○戸田防災課総括課長 日本海溝・千島海溝沿いの地震津波の頻度ですが、巨大地震ということですので、過去のマグニチュード8以上の地震について回答させていただきたいと思います。

中央防災会議の作成した資料によりますと、西暦1250年以降、日本海溝沿いで発生したマグニチュード8.0以上の地震は7回ありまして、そのうち本県に津波が到達または被害が生じた地震は6回となっております。これらのうち最大規模の地震がさきの東日本大震災津波のマグニチュード9.0となっております。

それから、同様に千島海溝沿いについてですが、マグニチュード8.0以上の地震の回数は同じく7回でありまして、そのうち本県に津波が到達または被害が生じた地震は4回となっております。これらのうち最大規模の地震は、1952年の十勝沖地震がマグニチュード8.2となっております。

今後の予測ですが、国で設置しております地震調査研究推進本部で日本海溝の特に今後発生が予想される三陸・日高沖の地震、岩手県の北部を震源とした地震についての発生確率につきましては、今後30年の見込みとすれば最大で30%と公表しているところでありまして、こちらのことは住民啓発していく中で、折に触れて話をさせていただいて、認識を持っていただくという形で進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 1250年以降に日本海溝では7回、岩手県に襲来したのは6回ということでした。そうすると、800年のうちに7回巨大地震が起きている。岩手県では6回起きている。これはすごい頻度ですよ。千島海溝も同じだと思うのです。

だから、地震津波のスケールというのは、数年とか10年の単位ではないのです。やはり200年から300年というスパンですが、しかしそれはもう、特に千島海溝沖だったら経過しているのだと思うのです。日本海溝沖もそういう危険性があるということも指摘されていますので、やはり科学的、合理的にどういう頻度で日本海溝・千島海溝で巨大地震が起きて、岩手県でどういう被害があったのかと。

私たちは人生80年とか長くても100年なので、それ以前のことはわからないわけです。しかし、今は地層の調査などいろいろな形でどこにどこまで津波が来ているかという研究成果も最近では明らかにされています。そういうことも含めて、日本海溝・千島海溝巨大地震、これが政府からも提起をされて、津波浸水想定、被害想定なども出されてきています。そういう点で、やはりわかりやすく科学的、合理的な周知徹底を図ることが必要だと。

もう一つ私が提起したいのは、それ以外のマグニチュード8以下の地震、津波も来るわけですから、今の防潮堤で防げる地震もある。やはり段階に応じた避難計画や防災対策もあわせて周知徹底することが必要なのではないかと。200年に1回来る巨大地震、いつでも来るわけではないのです。そういう意味で段階的に防災対策のレベルがあると思うの

で、そういうことも含めて防災対策、避難対策はしっかり検討していかなくてはならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○戸田防災課総括課長 委員から御指摘がありましたとおり、段階を踏まえていろいろなケースを想定して防災、減災対策をやっていかなければいけないということはおっしゃるとおりであると考えております。

先ほども少し答弁させていただきましたが、沿岸市町村と持っている検討会議の中でもそういったところも踏まえてきちっと議論をして、実効性のある避難対策などを組み上げていきたいと考えております。

○斉藤信委員 次に、個別避難計画の作成支援事業ですが、これは市町村に格差があるわけです。100%作成しているところもあるれば、ゼロというところもある。10%、20%程度というところもあります。この格差の問題は、何なのか。先ほどの答弁では、令和8年度までに国の方針、指針に基づいてということになっていますが、これはあくまでも最終的になるので、令和8年度までかけてやることではないのだと思うのです。やはり避難計画とあわせて個別避難計画が作成されなかったら、助からないということです。

そういう意味では格差の問題、要因を県はどう捉えているのか。大槌町の安渡地区では地区防災計画を立てて、15分ルールで、例えば自力で避難できない人は玄関まで出せらう、そして15分以内に地域の方々がりヤカーに乗せて避難するという計画を立てて、訓練もしています。やはりそういう地区計画が必要なのだと思うのです。

もう一つは、先ほども議論がありましたが、障がい者の方々は環境が変わるとやはり普通の生活ができないのです。障がい者の方々はどのような避難が有効なのか。自分が利用している障がい者施設に基本的に避難するとか、安否確認するとか、そういうことも必要なのではないかと。

あと、最近のニュースで、福祉避難所では誰がどう避難するか、受け入れるか、全然決まっていないと。この福祉避難所もやはり介護サービスを利用している方々は、基本的にそこに避難するとか、要介護の人が体育館のようなところに避難するというのは、かえってリスクが高いわけです。

だから、福祉避難所の指定とあわせて、その福祉避難所はどのような人が避難すべきなのか、そういうところまでしっかりやらないと、肝心の福祉避難所が活用されないということになるのではないかと思います、いかがですか。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 避難行動要支援者の避難訓練ですとか障がい者の方の避難、それから福祉避難所の活用ということの御質問ですが、やはりこれらにつきましては、自力で避難することが困難な方々の状況をきちんと個別避難計画に落とし込んでいくことによって、どの方がどの避難所に行くべきかといったようなところであるとか、どういう配慮が必要なのかといったことが計画の中に個別に書かれていくものがあります。

ですので、やはり計画を策定することによって、今まで課題とされていた避難訓練の実

施の確保であるとか、福祉避難所への確実な避難というところは担保されてくるものと考えております。我々としましては、個別避難計画の作成を市町村とともに一緒になって作成をしていくということで、支援をしながら策定率を上げていくという取り組みを来年度新たに事業を立ち上げて実施していくことを考えているところです。

○**斉藤信委員** やはり市町村の避難計画と個別避難計画は一体という認識で、ばらばらでなくて、そして先ほど大槌町安渡地区のことを紹介しましたが、地域でどう見守り、そして支えるか、やはり地域力が問われるのです。

あとは、障がい者の方々について、別な角度から、地域だけでは支え切れないという側面がありますから、一定の問題提起はしましたので、ぜひ新規事業の中で具体化して対応していただきたい。

最後です。被災者の生活支援相談員について、今年度は61名の配置なのです。来年度ふやすことがあっても、これを減らすことはあってはならない。そうと思いますが、来年度の配置の見込みはどうですか。

○**前田地域福祉課総括課長** 生活支援相談員の配置ですが、本県では、令和4年12月現在、7の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会に62人の生活支援相談員を配置し、見守りや福祉コミュニティの形成支援に取り組んでいるところであります。

来年度ですが、各市町村社協など地元との意見交換、御意向などを踏まえまして、計60人の配置を計画しているところです。

○**斉藤信委員** 2名削減というのは大変残念であります。行政の人、社協の人というのは、どうしても被災者支援の交付金というか、これがいつまで使えるかと考えて、ソフトランディングを考えるのです。現場の必要性から考えないので、やはり今必要な配置や手だてはとるべきだと。そういう形で必要だったら、被災者生活支援のこの財源を5年経過しても、さらに継続させるという取り組みが必要だと私は思うので、そういう立場でやっていただきたい。終わります。

○**小林正信委員** 現在行われているいわて被災者支援センターの取り組みについてです。

前の予算特別委員会で取り上げさせていただきましたが、弁護士やファイナンシャルプランナーに相談者の状況に応じてつなぐなど、相談支援における先進的な取り組みということで他県からも注目されております。

被災者は複合的な課題を抱えるケースが多いため、さまざまな主体が連携して対応しなければならず、そうした体制をつくらなければ、受けられるはずの支援、あるいは受けるべき支援を受けられない被災者が出てきてしまう可能性が高いものと考えております。

支援センターが実践するきめ細やかな支援を、災害が発生した際、その直後から行う体制を整えるためにも、以前にも取り上げさせていただいた災害ケースマネジメントの取り組みが必要だと考えております。支援センターの取り組みを踏まえつつ、災害ケースマネジメントの岩手県における整備、これを充実をさせていただきたいと思っておりますが、取り組みについてのお考えをまずお伺いしたいと思います。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 災害ケースマネジメントの今後の進め方ですが、被災者が抱える多様な課題を解決するため、一人一人の被災者の状況を丁寧に伺って、関係者が連携して必要な支援を行う災害ケースマネジメントは、被災された方々が一日も早く安心して暮らせる環境をつくり出すための有効な取り組みの一つと認識しております。

県としては、いわて被災者支援センターをはじめとするこれまでの被災者支援の取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、他県等の取り組み事例や国が今年度作成、公表を予定している災害ケースマネジメントの標準的な手引書を参考にしながら、今後市町村と意見交換を行って、被災者が抱える多様な課題に対応できる総合的な支援体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 国でも手引が近々発表されるということでしたが、岩手県は東日本大震災津波を経験しておりますので、やはりノウハウが蓄積されているのだろうと。これを最大限生かしていただくという点、一般質問でも紹介させていただきましたが、鳥取県や徳島県が今先進的な取り組みを行っているということも聞き及んでおります。そうした他県のさまざまな事例も収集したり、調査、研究しながら進めていただきたいと思います。

また、災害の発生時においては、やはり行政だけではできない課題もさまざまあるのだろうと思います。平時から災害時において行政にできることと、そして行政ができないことを明確化し、できない部分については民間の協力を仰ぐという点も必要かと思えます。

震災後、NPOの活動もさまざまありましたが、災害ケースマネジメントを整備する上で、NPOとの協力、連携についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 NPO等の民間団体との連携についてですが、令和3年度に全国の災害ケースマネジメントの取り組み状況を取りまとめた国の事例集があり、これでは被災自治体、社会福祉協議会、弁護士等の専門家、それからNPO等の被災者支援に係る関係者が連携して、被災者が抱える困り事などを聞き取りながら、適切な支援主体につなぐなどの取り組みを通じて、被災者の生活再建が進められた事例が多く示されているところであります。

また、東日本大震災津波からの復興に当たっては、発災からこれまで県民はもとより国、市町村、関係団体、企業、NPO、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携を図りながら復興に取り組んできたところです。

こういったことを踏まえまして、今後災害ケースマネジメントの取り組みを進めるに当たっては、各市町村の取り組み状況を把握するとともに、他県の取り組み事例や今年度末に示される予定の国の手引書等を参考にしながら、県や市町村、関係機関等との平時からの連携体制の構築や役割分担の整理など、取り組みの検討を進めてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、行政だけではでき

ない支援というところの取り組みについては、民間の皆様の意見を聞きながら体制を整備することができれば、災害時に足りない部分を民間団体や他県、あるいは他自治体に救援を求めるといふことにも役立つのかと考えております。

災害時に支援を受ける力、受援力という言葉が最近聞かれますが、この受援力を高めていくことが重要かと考えております。そのためにも災害ケースマネジメントを災害時に十分にきちんと発揮、機能させるというしっかりした議論がやはり平時から必要なのだろうと思います。

災害ケースマネジメントを現実の生きた制度にするための議論の場、あるいは協議する場、協議体のようなものが必要かと思うのですが、そうした部分の設置等についてのお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○和田復興くらし再建課被災者生活再建課長 協議体の設置ということですが、今まだ具体的に設置をするということをお答えすることができません。やはり国がどういったフレームを示してくるかといったところをきちんと把握をし、どういう体制が岩手県においては望ましいのかを検討した上で、必要であれば、そういった協議体の設置も考えながら、事業を進めてまいりたいと思っております。

○名須川晋委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。ありがとうございました。

次に、その他でありますか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。